

控

1

平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄



被告準備書面(10)  
～ 訴えの変更申立書2に対して～

平成28年11月20日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告 吉井 康雄



第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の主位的請求および予備的請求、いずれも棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 「変更後の請求の原因」に対する認否

争う。

平成27年12月28日被告準備書面(1)において、原告の請求の原因に関する主張にはいずれも理由がないことから、原告の請求を却下すべきと反論している。

その後の、被告準備書面(2)から(8)においても、同様の趣旨で、原告の訴訟を却下すべきと反論している。

第3 「変更の理由」に対する認否

争う。

原告の「主位的請求における削除請求につき、裁判例をふまえ予備的請求を追加する」を棄却する。

第4 被告の主張

原告訴訟の答弁にあたり、被告準備書面(1)(平成27年12月28日)において、「名誉毀損」に該当する事実について被害者側が主張・立証責任を負うから、原告

大学は具体的に主張・立証すべきである(『不法行為法 I(第2版)』潮見佳男著 p175)と、被告は主張するが、原告大学はこれに対して全く立証責任を果たしていない。

被告を訴えた原告大学は、次の観点から誠実に、虚偽説明することなく、立証責任を果たしていただきたい。

- ①最高法規である日本国憲法のもとで、思想・信条の自由、言論・表現の自由といった基本的人権が被告および原告大学において保障されている、そのもとでの原告大学の訴訟であること
- ②被告は日本国民の多くが共有する価値観、行動規範「人として守るべき道、善悪・正邪の判断規準」に従った行為であると確信していること
- ③原告大学訴訟代理人の神田知宏氏はIT弁護士として著名な人物である
- ④原告大学の、北村實、池島真策、木村俊郎の3名は民事法学を専門とする、経営学部ビジネス法学科教授である

③と④に記載の法律のスペシャリストである4名は、①と②の認識にたつ被告に対し、被告のどのような行為が、どのような法的根拠のもとで不法行為となるのか、それが被告に1500万円を支払えという金額に相当するのか、また、被告が示す事実が真実ではないならば、そのように判断する根拠を、第三者にもわかるように、誠実に立証する責任があると被告は主張する。

したがって、立証責任を誠実に果たさないならば、原告大学は訴訟を取り下げるべきである。

以上